

一般就労中に就労系障害福祉サービスの一時利用をした際の就労移行支援体制加算の取り扱いについて

事業所からの質問：一般就労中に就労系障害福祉サービスを利用した場合の、就労移行支援体制加算の【就労を継続している期間】の取り扱いはどうなるのか。

鳥栖市役所からの回答：一般就労中の就労系障害福祉サービスを利用した期間は【就労を継続している期間】に含まない。具体的には一般就労中の就労系障害福祉サービスの利用を終了してから6月の起算が始まる。

根拠資料：「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（厚生労働省通知 留意事項についてより抜粋）  
「2024年版事業者ハンドブック報酬編 P489」